サポートネットワーク会員限定 お役立ちメールマガジン 〈1月号〉

## お役立ち情報 vol.16 「障害年金」と「遺族年金」について

引き続き、メールマガジンをお読みいただき、ありがとうございます。

いざという場合に知っておきたい「障害年金」と「遺族年金」の詳細はこちらです。

社会保険労務士:望月さんに詳しくご説明いただきます。



# 年金を受け取れるのは老後だけじゃない! ~障害や死亡の万が一に備える年金制度~

### **Contents**

### 1. 障害年金

- 【1】障害年金とは?
- 【2】障害年金は2種類ある
- 【3】障害年金の請求の流れ
- 【4】障害年金請求方法
- 【5】障害基礎年金の基本 受給要件 と 受給額
- 【6】障害厚生年金の基本 受給要件 と 受給額
- 【7】精神疾患や内臓疾患も障害年金の対象 - テーマに沿った事例 - 統合失調症で治療中 障害年金はもらえる?
- 【8】障害年金が支給される「障害の程度」とは
- 【9】障害年金の請求窓口

#### 2. 遺族年金

- 【1】遺族年金とは?
- 【2】遺族年金は2種類ある
- 【3】遺族基礎年金の基本 受給要件
- 【4】遺族基礎年金が支給される遺族の範囲
- 【5】遺族基礎年金の額
- 【6】遺族厚生年金の基本 受給要件
- 【7】遺族厚生年金が支給される遺族の範囲と優先順位
- 【8】遺族厚生年金の額
- 【9】遺族厚生年金に加えて受給 「中高齢寡婦加算」と「経過的寡婦加算」
- 【10】未支給年金の請求漏れに注意
- 【11】共働きだと遺族年金はどうなる? 妻が亡くなった場合
- 【12】遺族年金の請求窓口



年金手帳



## 1. 障害年金

### 【1】障害年金とは?

障害年金とは、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の 方も含めて受け取ることができる年金です。

国民年金または厚生年金保険の被保険者あるいは被保険者であった人が、その障害の原因となった病気やけがについて、初診日(初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)に保険料納付要件を満たし、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日または1年6カ月経過しない間に傷病が治った日)に法令で定めた障害の状態に該当している場合に受給できます。

### 【2】障害年金は2種類ある

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2種類があります。

### (1) 障害基礎年金

初診日に国民年金に加入していた人が請求することができる年金制度。 障害認定日における障害の程度によって、障害基礎年金1級または2級が受給できます(図-1参照)。

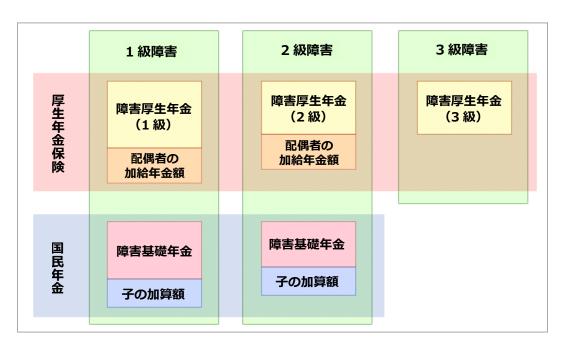
#### (2) 障害厚生年金

初診日に厚生年金保険に加入していた人が請求することができる年金制度。 障害認定日における障害の程度によって、障害厚生年金1級または2級または3級、もしくは 障害手当金(一時金)が受給できます(図-1参照)。

#### ★例

- ◎初診日に自営業者の人(第1号被保険者)や専業主婦の人(第3号被保険者)の場合は、
  - → 国民年金から「障害基礎年金」のみが受給できます。
- ◎初診日に会社員(第2号被保険者)の場合は、
  - → 障害基礎年金に加えて、第2号被保険者であった期間分の「障害厚生年金」 も併せて受給できます。

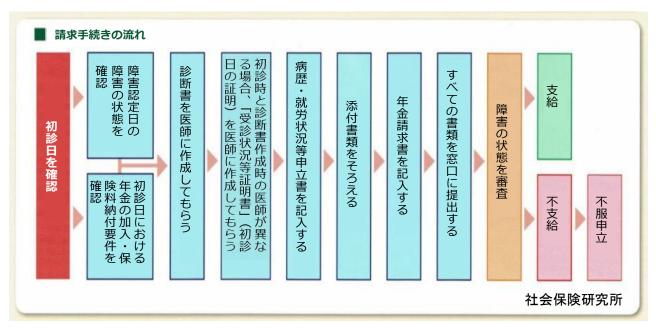
### 図-1【障害年金の給付】



### 【3】障害年金の請求の流れ

障害年金の請求手続きの流れは、図-2のようになります。

#### 図-2【障害年金の請求手続きの流れ】



出典元:望月厚子著 障害年金マニュアルシート

※なお、障害年金は、すべての人が請求できるわけではありません。受給するためには一定の要件が必要となります。

### 【4】障害年金請求方法

#### STEP 1 初診日の確認

障害年金の請求は、最初に、「初診日」を確認することからスタートします。 障害年金の請求では、受給要件を満たしているかどうかの確認をするために、初診日を明らかにす ることができる書類(初診時の医療機関の証明)の添付が必要です。

#### ★どうする? 初診日がわからない場合

長期療養が必要な病気の場合、初診日や初診日にかかっていた医療機関がわからないこともあります。

このように初診日がわからなくて、障害年金を請求できないケースもありました。

しかし、平成27 年10 月1 日からは、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、「初診日を合理的に推定できるような一定の書類」により、審査が行われ、「本人が申し立てた日を初診日と認めること」ができるようになりました。

本人が申し立てた日が初診日と認められるケースには、次の2つがあります。

- ① 初診日について第三者が証明する書類(第三者証明)があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合
  - ※上記②については、「一定期間」を特定する資料が必要になります。
- ■本人申立ての初診日についての参考資料としては、次のようなものがあります。
  - ・身体障害者手帳等の申請時の診断書
  - ・生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書
  - · 交通事故証明書
  - ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー
  - ・健康保険の給付記録 など

なお、初診日には、図-3のように状況に応じた例外規定が設けられています。

#### 図-3【初診日のおもな例外規定】

状況	初診日となる日
同一傷病で転医があった場合	最初に医師等に診療を受けた日
同一傷病で再発している場合	再発後、医師等の診療を受けた日
医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果であり、請求者本人から 健診日を初診日とするよう申し立てがあった場合(健診日を証明する資料が必要)	健康診断を受けた日
誤診の場合	正確な傷病名が確定した日ではなく、 誤診をした医師等の診療日
じん肺症(じん肺結核を含む)の場合	じん肺症と診断された日
障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病が認められる場合	最初の傷病の初診日
生来性の知的障害(精神遅滞)	出生日

### STEP 2 障害認定日の障害状態を確認

障害認定日の障害状態が、障害年金が支給される法令に定める障害の状態であるかを確認します。

#### ★障害認定日とは?

障害の状態を定める日のことです。

原則、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を経過した日とされます。または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

#### ★障害認定日の特例

図-4の施術については、特例として初診日から1年6カ月以内であっても、原則に関わりなく、障害年金の請求ができます。

### 図-4【障害認定日の特例】

施術	障害認定日となる日
人工透析療法	療法開始から3カ月経過した日
人工骨頭または人工関節挿入置換	挿入置換日
心臓ペースメーカーまたは、植込み型除細動器 (ICD)、人工弁の装着	装着日
人工肛門造設または尿路変更術	それらを行った日から起算して6カ月経過した日
新膀胱の造設	造設日
切断または離断	原則として切断または離断した日 (障害手当金または旧法の場合は、創面治癒日)
喉頭全摘出	全摘出日
在宅酸素療法	療法開始日
脳血管障害による運動機能障害	6カ月経過日以降の症状固定日
人工呼吸器・胃ろう	6カ月経過日以降の恒久的措置日

### STEP 3 初診日の年金加入・保険料納付要件の確認

年金事務所等で初診日における年金の加入状況や、保険料納付要件を確認してもらい、障害年金請求に関する説明を受け、請求に必要な書類一式(年金請求書、病歴・就労状況等申立書、受診状況等証明書など)を受け取ります。

### STEP 4 診断書を医師に作成してもらう

障害年金請求に当たり、日本年金機構で定められている診断書を医師に作成してもらいます。 病気やけがの部位により、診断書は、8種類あります。

### STEP 5 病歴・就労状況等申立書と年金請求書の記入

本人が記入することが難しい場合は、家族などが代理で記入することも可能です。本人や家族での 作成が困難な場合には専門家に依頼することも一考です。

### STEP 6 請求書類の提出

請求書類の提出先は、初診日に加入していた制度により、最寄りの年金事務所や市区町村の役所、 共済組合などになります。

#### ★障害年金請求方法の種類について

障害年金の請求方法には、「認定日請求」と「事後重症請求」の2種類があります。

#### ① 認定日請求

認定日請求の場合は、初診日から原則1年6カ月経過した日から3カ月以内の診断書をもとに障害年金の審査を行います。

なお、障害認定日より1年過ぎてから請求する場合、障害認定日から3カ月以内の診断書と、請求日前3カ月以内の現症の診断書と2通必要になります。

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。さらに、認定日による請求が認められると、最大5年間さかのぼって年金の受け取りが可能です。

#### ② 事後重症請求

事後重症請求は、障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった人でも、その後病状が 悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月分から年金を受け取ることがで きます。

事後重症による請求は、65歳未満の人が対象で、障害年金の請求書は65歳になる前(65歳の誕生日の前々日まで)に提出が必要になります。

事後重症請求の場合、診断書は請求日以前3カ月以内の日付の診断書1通のみです。

ただし、事後重症による障害年金は、「請求した日」が受給権の発生日となりますので、必要書類が揃ったら早めに請求してください。

※その他、請求に必要な書類については、年金事務所等で確認しましょう。





### 【5】障害基礎年金の基本 受給要件 と 受給額

障害基礎年金を受給するための要件は、次の (1)~(3)のすべてを満たす必要があります。

### (1) 年金の加入要件

障害の原因となった病気やけがの初診日が、次の①~③のいずれかであること。

- ① 国民年金の被保険者期間中である
- ② 20歳前(公的年金制度に加入していない期間)である
- ③ 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満(公的年金制度に加入していない期間)である

#### (2) 所定の障害状態

障害の程度が、障害認定日または20歳に達したときに、法令で定める障害等級表の1級または2級に該当していること。

### (3) 保険料納付要件

初診日の前日において、次の①または、特例の②のいずれかの要件を満たしていることが必要で f(図-5 参照)。

ただし、20歳前の公的年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、保険料納付要件は必要ありません。

- ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ② 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと (ただし、②は、特例のため、初診日が令和8年3月末日までにあること)

#### 図-5【保険料納付要件】

ペケース①»

原則:20歳から初診日の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること



《ケース②》

特例:初診日において65歳未満で、なおかつ、令和8年4月1日前の場合は初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと



### ★いくらもらえる?障害基礎年金の額〈令和4年度価額〉

■ 1級 972,250円 + 子の加算額※

■ 2級 777,800円 + 子の加算額※

※子がいる場合には子の人数に応じて子の加算額が上乗せされます。

● 子の加算額 第2子まで 1人につき 223,800円 第3子目以降 1人につき 74,600円

なお、加算対象となる子は、下記①または②のいずれかの要件を満たす必要があります。 ①婚姻していない18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 ②婚姻していない20歳未満で障害等級1級または2級の子



## [6] 障害厚生年金の基本 受給要件 と 受給額

障害厚生年金を受給するための要件は、次の (1)~(3)のすべてを満たす必要があります。

### (1) 年金の加入要件

障害の原因となった病気やけがの初診日が、厚生年金保険の被保険者期間中である。

#### (2) 所定の障害状態

障害の程度が、障害認定日おいて、法令で定める障害等級表1級または2級もしくは3級のいずれかに該当している。

※ただし、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取る ことができる場合があります。

#### (3) 保険料納付要件

初診日の前日において、次の①または、特例の②のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ② 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと (ただし、②は、特例のため、初診日が令和8年3月末日までにあること)

#### ★いくらもらえる?障害厚生年金の額

会社員などの第2号被保険者の場合、障害基礎年金に加えて、障害厚生年金が上乗せされます。

■ 1級 報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者加給年金額(223,800円) ※

■ 2級 報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金額(223,800円) ※

■ 3級 報酬比例の年金額 (最低保障額 583,400円)

■ 障害手当金(一時金) 報酬比例の年金額 × 2 (最低保障額 1,166,800円)

なお、報酬比例の年金額の計算において、厚生年金期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算します。

また、障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金の計算の基礎とはされません。

※障害厚生年金の障害等級1級または2級に該当する人で、その人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合は、配偶者加給年金額が加算されます。

ただし、配偶者加給年金額の加算対象者が、老齢厚生年金、退職共済年金(加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る)の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は、支給停止されます。

### 図-6【障害年金の額〈令和4年度価額〉】

陪害の和由	障害年金および引	手当金の額
障害の程度	障害厚生年金·障害手当金	障害基礎年金
1級障害	(報酬比例の年金額) 配偶者加給年金額 ×1.25 配偶者加給年金額	972,250 円 子の加算額 <sup>※</sup> ※子の加算額 第1子と第2子は、各 223,800 円 第3子以降は、 各 74,600 円
2級障害	(報酬比例の年金額) 中 配偶者加給年金額 (223,800円)	777,800 円 子の加算額 <sup>※</sup> ※子の加算額 第1子と第2子は、各 223,800 円 第3子以降は、 各 74,600 円
3級障害	(報酬比例の年金額) 583,400 円に満たない場合は 583,400 円	_
障害手当金 (一時金)	(報酬比例の年金額)×2 1,166,800 円に満たない場合は 1,166,800 円	_

(注)1級および2級の障害厚生年金には、それぞれ1級および2級の障害基礎年金が同時に支給されます。

# 【7】精神疾患や内臓疾患も障害年金の対象

障害年金は、手や足などの肢体に現れる障害以外にも、精神疾患(統合失調症、そううつ病など)や内臓疾患(心筋梗塞、慢性腎不全など)を患っている場合も受給できます(図-7参照)。 なお、障害者手帳を持っていない場合でも、障害年金を受けることができます。

### 図-7【障害年金の対象になる疾病】

区分	おもな傷病名
1. 眼の障害	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、癒着性角膜白斑、糖尿病網膜症など
2. 聴覚、鼻腔機能、 平衡機能、そしゃく・嚥下 機能、言語機能の障害	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、頭部外傷または音響外傷 による内耳障害、薬物中毒による内耳障害、外傷性鼻科疾患、咽頭 摘出術後遺症、上下顎欠損、失語症など
3. 肢体の障害	上肢または下肢の離断または切断障害、重症筋無力症、関節リウマチ、進行性筋ジストロフィー、変形性股関節症など
4. 精神の障害	老年期認知症、初老期認知症、そううつ症、統合失調症、高次脳機能障害、自閉症、注意欠陥多動性障害、アルコール精神病など
5. 呼吸器疾患の障害	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、肺線維症、慢性呼吸不 全など
6. 循環器疾患の障害	慢性心包炎、リウマチ性心包炎、慢性虚血性心疾患、心筋梗塞、高 血圧性心疾患など
7. 腎疾患、肝疾患、 糖尿病の障害	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全、肝硬変、多発性肝膿瘍、肝がん、糖尿病、糖尿病性と明示されたすべての合併症など
8. 血液・造血器、 その他の障害	悪性新生物(がん)、再生不良性貧血、白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、ヒト免疫不全ウイルス感染症(HIV)、慢性疲労症候群など

(注) 実際には病名だけで障害年金の支給が認定されるわけではありません。

#### **一 テーマに沿った事例 ― 統合失調症で治療中 障害年金はもらえる?**

#### 【事例】

弟(A さん 30 歳、無職、独身)のことですが、現在、統合失調症で治療中です。2年ほど前に発病し、 長期入院後に自宅に引きこもっています。以前は一人暮らしをしていましたが、今は家族の手助けが なければ、日常生活を送ることができません。病気のため、仕事も辞めてしまい、収入もありません。 大学卒業後、ずっと会社勤めをしていたので、公的年金に入っていたと思います。

弟は、障害年金をもらうことはできるのでしょうか?

弟の代わりに家族が請求手続きをすることができるのでしょうか?



#### 【回答】

Aさんの受給要件を確認したところ、初診日が会社在籍中(第2号被保険者)であり、初診日から1年6カ月を経過し、保険料納付要件も満たしていました。

したがって、Aさんは、障害年金の請求をすることができます。

Aさんのケースは、「精神の障害」に該当します。

初診日が第2号被保険者の期間であったため、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」が請求できます。 なお、精神の障害は、厚生労働省の『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドラ イン』に沿って行われます。

障害年金は、その程度に応じて障害基礎年金は1級または2級、障害厚生年金は $1\sim3$ 級のいずれかに該当することになります。

Aさんのケースでは、障害年金2級に該当するものと推定して、ご説明します。

障害の程度が2級に該当する場合、国民年金からは「障害基礎年金」、厚生年金保険からは、「障害 厚生年金」が支給されます。

障害基礎年金の額は、被保険者期間の長短に関わりなく、年額777,800円です。

また、障害厚生年金の額は、報酬(標準報酬月額および標準報酬額)と被保険者期間などで、決定します。なお、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして、年金額が計算されます。

障害の認定は、医師が作成する「診断書」や本人等が作成する「病歴・就労状況等申立書」など提出された書類による書類審査のみで認定されます。

したがって、医師の作成した診断書を始めとして、提出する書類に記載された内容が障害認定の「カギ」になります。書類作成にあたっては、障害年金請求人本人だけでなく、家族や周囲の協力が必要不可欠です。本人や家族(委任状が必要です)が請求するのが困難な場合には専門家に依頼することも一考です。

#### ★ 委任状について

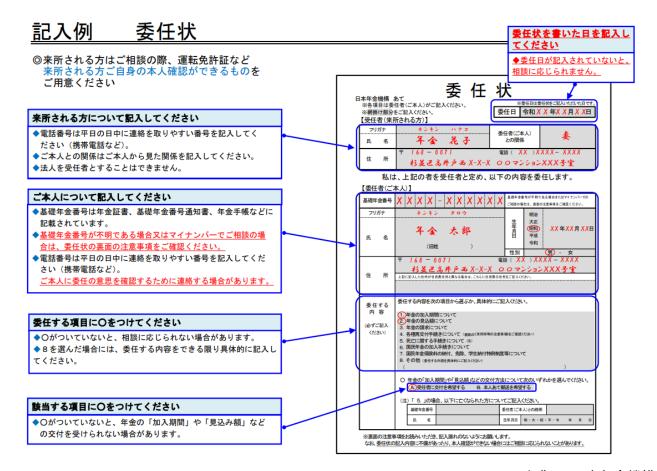
委任状は、日本年金機構のホームページより書式(PDFファイル)をダウンロードできます。

#### ■委任状

https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/sonota/20140306.files/1\_inin.pdf

#### ■記入例

https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/sonota/20140306.files/2\_inin\_rei.pdf



出典元:日本年金機構

## 【8】障害年金が支給される「障害の程度」とは

障害年金が支給される「障害の程度」については、「国民年金法施行令」および「厚生年金保険法施行令」によって障害等級( $1\sim3$ 級)が決められています(図-8参照)。 なお、障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

#### 図一8【障害等級表】

障害等級	障害の程度
1 級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。
2 級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。
3 級	労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活には、ほとんど支障はないが労働については制限がある方が3級に相当します。
障害手当金	傷病が治ったもので、労働が制限を受けるか、労働に制限を加えることを必要とする程度の もの

出典元:政府広報オンライン

## 【9】障害年金の請求窓口

障害年金の請求窓口は、次の通りです。

- ●障害基礎年金と障害厚生年金の場合 ➡ 最寄りの年金事務所、街角の年金相談センター
- ●初診日に各種共済年金に加入していた人の場合 ➡ 各共済組合等

## 2. 遺族年金

### 【1】遺族年金とは?

国民年金や厚生年金保険の被保険者、あるいは被保険者であった人などが亡くなったときに、その 人によって生計を維持されていた遺族が受給できる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の2種類があります。どの制度から遺族年金が支給されるかは、亡くなった人が加入していた公的年金制度と遺族(配偶者、子、その他の遺族など)によって、支給される遺族年金の種類が決まる仕組みです。

## 【2】遺族年金は 2 種類ある

遺族年金には、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の2種類があります(図-9参照)。

#### (1) 遺族基礎年金

国民年金から支給されます。

子の要件\*を満たす「子」の人数に応じて、「子の加算額」が上乗せされます。

#### ※子の要件とは

加算対象となる子は、下記①または②のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①婚姻していない18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ②婚姻していない20歳未満で障害等級1級または2級の子

#### (2) 遺族厚生年金

厚牛年金保険から支給されます。

年齢など一定の要件を満たす妻がいる場合には、「中高齢寡婦加算額」が上乗せされます。

#### 図-9【遺族年金の給付】



(注)上記以外に第1号被保険者独自の給付として、「寡婦年金」、「死亡一時金」があります。

### 【3】遺族基礎年金の基本 受給要件

遺族基礎年金は、亡くなった人が次の(1)と(2)の要件を両方とも満たしている場合に、亡くなった 人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に対して支給されます。

#### (1) 年金の加入要件

亡くなった人が次の①~④のいずれかに該当すること。

- ① 国民年金の被保険者が亡くなったとき
- ② 国民年金の被保険者であった人で日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が亡くなったとき
- ③ 平成29年7月までに老齢基礎年金の受給権者であった人が亡くなったとき
- ④ 保険料納付済期間、保険料免除期間、および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある 人が亡くなったとき

ただし、①と②の場合は、次の保険料納付要件が問われます。

### (2) 保険料納付要件

死亡日の前日において、次の(a)または、特例の(b)のいずれかの要件を満たしていることが必要です(図-10参照)。

- (a) 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間(学生納付特例期間、保険料納付猶予期間を含む)を合わせて3分の2以上であること
- (b) 死亡日において65歳未満であり、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと (ただし、(b)は、特例のため、死亡日が令和8年3月末日までにあること)

#### 図-10【保険料納付要件】

«ケース(a)»

原則:20歳から死亡日の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること



«ケース(b)»

特例:死亡日において65歳未満で、死亡日が令和8年4月1日前の場合は、死亡日の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと



### 【4】遺族基礎年金が支給される遺族の範囲

遺族基礎年金が支給される遺族の範囲は、亡くなった人によって、生計を維持されていた人で、次に掲げる人になります。

① 子のある配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)

② 子

また、亡くなった人の亡くなった当時、胎児であった子が出生した場合には、出生時から、その子 は遺族であるとみなされます。したがって、その子の母は、遺族である妻とみなされて、遺族基礎 年金の受給権を取得します。

#### ★「生計を維持されていた」とは?

「生計を維持されていた」とは、亡くなった当時、亡くなった人と生計を同じくしており、原則として年収850万円(所得ベースでは655万5,000円)未満の状態をいいます。

### 【5】遺族基礎年金の額

遺族基礎年金の年金額は一律で、

777,800円

です。

さらに、一定の条件を満たす生計を同じくする子がいる場合、子の人数に応じて「子の加算額」が上乗せされます(図-11、12参照)。

● 子の加算額 第2子まで 1人につき 223,800円 第3子目以降 1人につき 74,600円

なお、加算対象となる子は、下記①または②のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①婚姻していない18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ②婚姻していない20歳未満で障害等級1級または2級の子

#### 図-11【子のある配偶者に支給される遺族基礎年金の額(年額)〈令和4年度価額〉】

子の人数	基本額	加算額	合計額
1人	777,800 円	223,800 円	1,001,600 円
2人	777,800 円	447,600 円	1,225,400 円
3人	777,800 円	522,200 円	1,300,000 円

### 図-12【子に支給される遺族基礎年金の額(年額)(令和4年度価額)】

子の人数	基本額	加算額	合計額
1人	777,800 円	_	777,800 円
2人	777,800 円	223,800 円	1,001,600 円
3人	777,800 円	298,400 円	1,076,200 円

### 【6】遺族厚生年金の基本 受給要件

遺族厚生年金は、亡くなった人が次の(1)と(2)の要件を両方とも満たしている場合に、亡くなった人によって生計を維持されていた「配偶者」、「子」、「父母」などに対して支給されます。

### (1) 年金の加入要件

亡くなった人が次の①~⑤のいずれかに該当すること。

- ① 厚生年金保険の被保険者が亡くなったとき
- ② 厚生年金保険の被保険者であった人が、被保険者であった間に初診日のある傷病により、 初診日から起算して5年以内に亡くなったとき
- ③ 1級または2級の障害厚生(共済)年金の受給権者が亡くなったとき
- ④ 平成29年7月までに老齢厚生年金の受給権者であった人が亡くなったとき
- ⑤ 保険料納付済期間、保険料免除期間、および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人が亡くなったとき

### (2) 保険料納付要件

ただし、上記①と②の場合は、死亡日の前日において、次の(a)または、特例の(b)のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- (a) 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間(学生納付特例期間、保険料納付猶予期間を含む)を合わせて3分の2以上であること
- (b) 死亡日において65歳未満であり、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと (ただし、(b)は、特例のため、死亡日が令和8年3月末日までにあること)

### 【7】遺族厚生年金が支給される遺族の範囲と優先順位

遺族厚生年金は、亡くなった人に生計を維持されていた遺族のうち、最も優先順位の高い人が受け取ることができます(図-13)。なお遺族基礎年金を受給できる遺族の人は、あわせて受給できます。

### 図-13【遺族厚生年金が支給される遺族の範囲と優先順位】

順位	遺族	年齡要件
	妻	年齢要件なし(注1)
1	夫	死亡当時 55 歳以上で、支給開始は 60 歳(注2)
	子	死亡当時 18 歳到達年度末まで、または 20 歳未満で障害等級1または2級の障害者
2	父母	死亡当時 55 歳以上で、支給開始は 60 歳
3	孫	死亡当時 18 歳到達年度末まで、または 20 歳未満で障害等級1または2級の障害者
4	祖父母	死亡当時 55 歳以上で、支給開始は 60 歳

- (注1) 子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できます。
- (注2) 支給開始は60歳からとなります。ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、 55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます。

## 【8】遺族厚生年金の額

遺族厚生年金の額は、亡くなった人の 報酬比例の年金額  $\times \frac{3}{4}$  になります。

ただし、遺族厚生年金の額を計算する場合、「短期要件」と「長期要件」があり、年金額計算時の 乗率が異なります。

短期要件とは、被保険者期間が300月未満の場合は300月として読み替えて計算するものです。 たとえば、厚生年金保険に加入して1年ほどで亡くなった場合でも300月(最低保障)加入したとみ なして年金額が計算されます。

一方、長期要件とは被保険者期間を実期間で計算しますので、厚生年金の被保険者期間が短い人の場合、短期要件で計算した方が有利になることがあります。

#### 【9】遺族厚生年金に加えて受給 「中高齢寡婦加算」と「経過的寡婦加算」

(1) 中高齢寡婦加算とは

遺族厚生年金に 🛖 年額

**583,400 円**〈令和4年度価額〉

次の①または②に該当する場合、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算(年額 583,400円)が上乗せ されます。

- ①夫が亡くなった当時、妻が40歳以上65歳未満であって、遺族基礎年金の支給要件を満たす子が いないため、遺族基礎年金が支給されない妻であること
- ②40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されている妻で、子が18 歳到達年度の末日あるいは障害等級1級または2級で20歳に達し、遺族基礎年金が支給されな くなった妻であること
- (注)長期要件の場合には厚生年金保険の被保険者期間が20年以上(厚生年金保険の中高齢者の 特例により15~19年以上の場合あり)であることが条件になります。

(2) 経過的寡婦加算とは 遺族厚生年金に 🛖 (生年月日に応じて) 年額 583,400 円~19,495 円

遺族厚生年金を受けている妻(昭和31年4月1日以前生まれに限る)が65歳になり、自分の老齢 基礎年金を受けるようになったときに、65歳までの中高齢寡婦加算の代わりに加算されます。

経過的寡婦加算の額は、生年月日に応じて583,400円から19,495円です。年齢が高い人ほ ど、金額は多くなります。

### 【10】未支給年金の請求漏れに注意

未支給年金とは、亡くなった人に支給されるはずであった年金が未払いのまま(未請求者も含 む)、残っている年金のことです。

年金は亡くなった月の分まで支給されますので、必ず未支給年金が生じることになります。

### ★未支給年金を受ける取るための要件

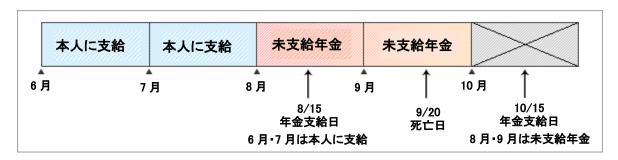
未支給年金は、亡くなった人の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹、それ以外の 三親等内の親族であって、その人の亡くなった当時、その人と生計を同じくしていた人の、 自己の名で<sup>※</sup>、その未支給の年金の支給を請求することができます。

請求する遺族には、年齢の制限はありませんが、未支給年金の請求には5年の時効があります。

※「自己の名で」とは、死亡した受給権者の代理ではなく、自己の権利として請求できるという意味です。

### 図-14【未支給年金の仕組み】

たとえば、9月20日に亡くなった場合の未支給年金は・・



8月15日の年金支給日には6月・7月分が本人に支給されていますので、未支給年金は、8月と亡くなった月の9月の計2カ月分となります。

### 【11】共働きだと遺族年金はどうなる? 妻が亡くなった場合

夫婦共働きの家庭も多いと思いますが、妻が亡くなった場合の遺族年金はどうなるのでしょうか。 事例別に受給できる遺族年金と解説をまとめました(図-15参照)。

遺族年金は、受給する人が年齢などの要件を満たさず、場合によっては、受給できないこともあります。

ライフプランを考える上で、遺族年金は、生命保険の見直しなどが必要になることもあります。 詳しい受給要件や年金額などについては、年金事務所等でご確認ください。

#### 図-15【遺族年金の事例】

※事例は、妻が亡くなった時点で妻自身が老齢年金、障害年金を受け取っていないこととしています。 また、保険料納付要件や遺族の要件などの受給条件をすべて満たしていることを前提としています。 掲載している事例は、一例になります。すべての事例を掲載しているわけではありません。

事例	受給できる遺族年金	解説
ケース1 妻:会社員(在職中に死亡) 夫:55歳未満 子:15歳(障害状態にない)	遺族基礎年金 十 遺族厚生年金	・遺族基礎年金は、子が 18 歳到達年度の末日 まで受給できます。
		・妻死亡時夫が 55 歳未満のため、夫は、遺族基 礎年金を受給中に限り、遺族厚生年金も合わせ て受給できます。
ケース2 妻:会社員(在職中に死亡) 夫:55 歳未満 子:19 歳(障害状態にない)	遺族年金の支給なし	・遺族基礎年金については、子が要件を満たし ていないため、受給できません。
		・遺族厚生年金については、妻死亡時夫が 55 歳未満のため、受給できません。
		・妻が第1号被保険者として、国民年金保険料を 納付していた場合、死亡一時金(★)が受給でき ることがあります。

ケース3 妻:会社員(在職中に死亡) 夫:55歳以上 子:17歳(障害状態にない)	遺族基礎年金 + 遺族厚生年金	・遺族基礎年金は、子が 18 歳到達年度の末日 まで受給できます。 ・妻死亡時夫が 55 歳以上ですが、遺族厚生年 金は、子が受給することになります。
ケース4 妻:会社員(在職中に死亡)	(受給対象者は子) 	・妻死亡時夫が 55 歳以上のため、夫は、遺族厚 生年金を受給できます。ただし、支給開始は、60 歳からになります。
夫:55歳以上 子:すでに独立している	<b>运从开工</b>   亚•//•/	・妻が第1号被保険者として、国民年金保険料を 納付していた場合、死亡一時金(★)が受給できる ことがあります。
ケース5 妻: 自営業者 (厚生年金加入期間なし) 夫: 自営業者 子: 17歳(障害状態にない)	遺族基礎年金のみ	・遺族基礎年金は、子が 18 歳到達年度の末日 まで受給できます。
ケース6 妻:自営業者 (厚生年金加入期間なし) 夫:自営業者 子:すでに独立している	死亡一時金*のみ	・遺族基礎年金については、子が要件を満たしていないため、受給できません。 ・妻が第1号被保険者として、国民年金保険料を納付していた場合、死亡一時金(★)が受給できることがあります。

#### ★ 死亡一時金について

死亡一時金は、死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数(4分の3納付月数は 4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算)が36月以上あり、 老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その人によって生計を同じくしていた遺族 (1:配偶者、2:子、3:父母、4:孫、5:祖父母、6:兄弟姉妹の中で優先順位の高い人) に支給 されます。

死亡した月の前月までに付加保険料納付済期間が36月以上である場合は、死亡一時金に8,500円加算さ れます。

### 【12】遺族年金の請求窓口

遺族年金の請求窓口は、次の通りです。

- ●第1号被保険者期間のみの場合 ➡
- ・住所のある市区町村役場の国民年金担当窓口
- ・最寄りの年金事務所
- ・街角の年金相談センター
- ●第2号被保険者期間のある場合 ➡
- ・最寄りの年金事務所
- ・街角の年金相談センター
- 各共済組合
- ●第3号被保険者期間がある場合 ➡
- ・最寄りの年金事務所
- ・街角の年金相談センター